



コーポレート・ガバナンス

あらゆるステークホルダーからの信頼を獲得し、持続的に企業価値を向上させていくため、透明性・客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を、グループ一体となって構築しています。

取組みの現状と目標

近年、市場のグローバル化および機関化などを背景に、投資判断においてもコーポレート・ガバナンスのあり方が重視されるようになってきました。大和証券グループは、あらゆる

ステークホルダーから信頼を獲得することが持続的な企業価値の増大につながると考え、社外からの視点を積極的に取り入れながら、国際的な水準に合う透明性と機動性、効率性を備えたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。同時に、グループ各社がシナジーを発揮する、一体感のあるグループ経営体制を整備していきます。

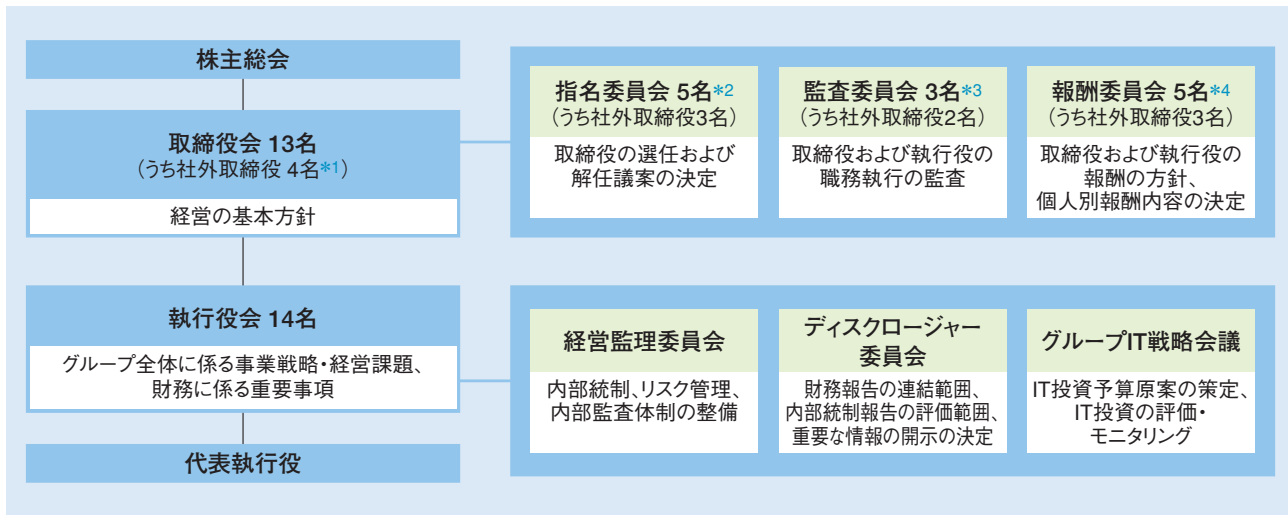
2007年度の課題・目標

- 内部統制報告制度の適用初年度である2008年度に向け、文書化および検証作業を行う
- 新規ビジネスにおける体制整備
- 事業継続計画 (BCP*) のさらなる推進
* BCP: Business Continuity Plan

2007年度の実績・進捗状況

- 文書化の完了および関連規程の制定
- 証券担保ローンなどの新規ビジネス推進のための関連法規改正等への対応
- 大和証券グループ本社の業務継続マニュアルを作成
- 多摩研修センターに業務継続のための代替オフィスを設置

コーポレート・ガバナンス体制



*1 社外取締役

川上 哲郎 住友電気工業株式会社 相談役
安田 隆二 一橋大学大学院 教授
宇野 紘一 公認会計士
松原 亘子 財団法人 21世紀職業財団 会長

*2 指名委員会

社内 清田 瞭 (委員長) 大和証券グループ本社
取締役会長 兼 執行役
鈴木 茂晴 大和証券グループ本社
取締役 兼 執行役社長 (CEO)
社外 川上 哲郎
安田 隆二
松原 亘子

*3 監査委員会

社内 地福 三郎 (委員長) 大和証券グループ本社
取締役
社外 宇野 紘一
松原 亘子

*4 報酬委員会

社内 清田 瞭 (委員長)
鈴木 茂晴
社外 川上 哲郎
安田 隆二
宇野 紘一

コーポレート・ガバナンス体制

大和証券グループ本社は、経営の透明性と機動性を向上させることを目的に、2004年に「委員会設置会社」に移行しました。大和証券グループのコーポレート・ガバナンス体制は、監督機関としての取締役会および指名・監査・報酬の3委員会、業務執行機関としての執行役会ならびにその分科会である経営監理委員会、ディスクロージャー委員会およびグループIT戦略会議で構成されています。

当社では、取締役会の議長を務める取締役会長が執行役を兼務していますが、執行役としては特定の職務を担当していません。

WEB版 活動報告 ●グループ会社間の利益相反の防止について

■ 監督機関

取締役会は、13名（うち社外取締役4名）で構成され、経営の基本方針などの決定および業務執行の監督を行います。社会の要請に応じた多角的な視点に立った監督を実現するため、取締役候補者は、高い倫理観を持ち、率先垂範して行動できることを選定方針としています。また、社外取締役には経営・会計等の分野の専門家を起用しています。

当社における業務執行の監督機能は、社外取締役*が過半数を占める監査委員会が中心となること、および業務執行から独立した部署である監査委員会室が監査委員会を補佐することにより強化されています。

* 会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

■ 業務執行機関

グループ全体にかかわる事業戦略、グループ横断的な経営課題など、業務執行にかかわる意思決定機関として、大和証券グループ本社に、14名の執行役で構成される「執行役会」を設置。グループ経営の一体性を確保するため、グループ本社執行役の一部はグループ各社の主要な取締役を兼務しています。

内部統制

2008年度より適用される財務報告に係る内部統制報告制度に向け、大和証券グループ各社において、全社統制、業務プロセス統制、ならびにIT全般統制の3分野において文書化を完了しました。また、内部統制に関する基本規程を新設し、関連諸規程を整備しました。

この規程にもとづき、2008年度からは各社の内部監査部門が中心となって内部統制の有効性について評価を行い、各社の会議体で評価結果を確定し、グループ本社に報告します。グループ本社ではその報告を受け、経営監理委員会で議論・決議を行い、その決議にもとづきディスクロージャー委員会で内部統制の有効性について決定します。それを受け、代表執行役（CEO）ならびに最高財務責任者（CFO）が内部統制報告書を作成し、財務報告が信頼できるものであることを、投資家をはじめとするステークホルダーに表明します。

情報セキュリティ・マネジメント

大和証券グループでは、お客様からお預かりした個人情報を含む情報資産を、さまざまなセキュリティ上の脅威から保護し、適正に取り扱うことが社会的責任であると認識し、高度な情報セキュリティ管理体制の維持に努めています。

これらを実現するため、大和証券グループでは情報セキュリティに対する取組みの基本方針である情報セキュリティポリシーを制定し、個人情報保護についてはプライバシーポリシーを制定しています。また、“ミニマム・スタンダード”として最低限講じるべき具体的な施策を制定しグループ各社において実行しています。これらの内容は、役職員に対する情報セキュリティ教育として、それぞれの職責に応じた内容の研修を実施しています。

組織的対応としては、グループ各社に情報セキュリティ統括責任者を配置し、大和証券グループ本社に設置されたグループIT戦略会議において、グループの情報セキュリティ対策について協議を行い、情報セキュリティリスクについて経営監理委員会に報告を行なっています。

また、大和証券グループではグループ全体の情報セキュリティのレベルを向上させるため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠した運用に取り組んでいます。一部のグループ会社では評価認定制度にもとづくISMSやプライバシーマークの認証をすでに取得しています。

2008年度の目標と主な行動計画

当社グループの内部統制を評価するための文書をもとに、内部統制の有効性について検証します。内部統制報告制度の適用初年度であるため、グループ各社における内部統制を評価する体制を確立し、制度を定着させていきます。

整備を進めている事業継続計画（BCP）についても、グループ会社間のシナリオの共有化や、マニュアルの一層の充実を図る予定です。